

基本目標5 誰もが健康で快適に住み続けられるまち

背景

(1) 産業型の公害から身近な公害へ

1950～1970年代の高度経済成長期には、工業化の発展とともに産業型の公害が深刻な問題となりました。1970年代後半からは、都市の過密化や大量消費社会を背景に、自動車の排気ガスによる大気汚染や振動、騒音、生活雑排水による河川の汚濁、廃棄物の増大などの都市・生活型公害が顕在化してきました。こうした問題に対し、公害関係法令の整備や公害防止技術の向上などが進み、環境は大幅に改善されてきました。

一方近年では、生活様式の多様化や地域のつながりの希薄化などを背景に、日常生活で発生する騒音や振動、悪臭などの近隣公害が増加傾向にあります。例えば、家庭生活から発生する騒音や深夜営業などの営業騒音、建設作業の騒音など多種多様な近隣騒音が問題となっています。特に、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増える中では、近隣騒音に関する苦情等が増加しています。

(2) 多様化する環境課題

光化学スモッグやダイオキシン類*、アスベスト*、微小粒子状物質（PM2.5*）などの化学物質は、都市・生活型公害として健康・環境面への危険性が問題視され、法に基づく規制や環境基準*が定められてきました。化学物質は私たちの生活を豊かにし、快適で便利な生活を維持するうえで欠かせないものですが、人の健康や生態系への悪影響を未然に防止するため、適正に管理していく必要があります。

現状と課題

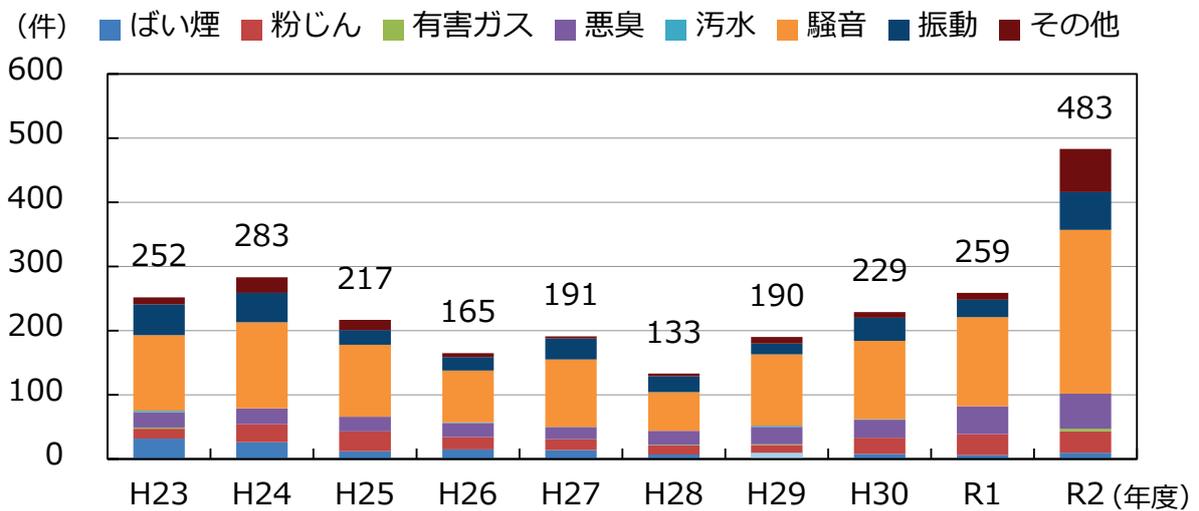
(1) 環境基準の達成状況

現在、区の大気質（Ox*（光化学オキシダント）を除く。）、河川類型ごとの河川水質、交通騒音・振動（水戸街道の一部区間を除く。）は環境基準を満たしています。また、空間放射線量の定点測定の測定結果は、福島第一原子力発電所事故発生前の新宿区内における測定値（毎時 0.028～0.079 マイクロシーベルト）とほぼ同じ水準まで低下しています。

引き続き生活環境の保全に向けた啓発や指導を行い、環境基準の達成状況を維持していくことが必要

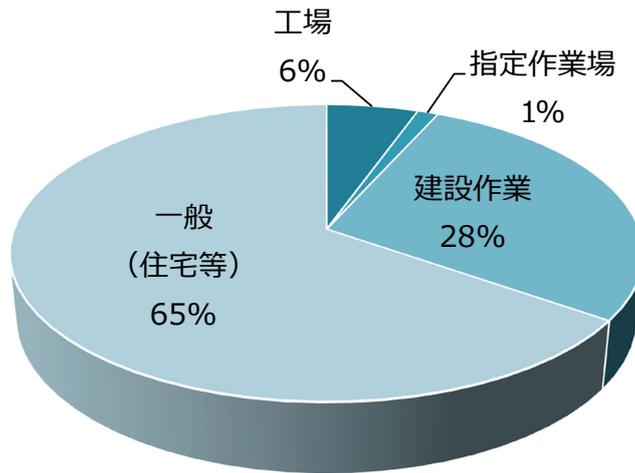
(2) 公害苦情の発生状況

近年、公害苦情件数は増加傾向にあり、騒音関係の苦情が半数を占めています。発生源別にみると、工場や指定作業場等の操業に伴う公害苦情件数は減少傾向にあるものの、住宅の室外機による騒音や飲食店からの悪臭等の近隣公害、建物の解体工事に伴う騒音・振動等の苦情は増加傾向にあります。2020（令和 2）年度は騒音と振動の苦情受付件数が前年から倍増していますが、これは新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増加したことが要因だと考えられます。



出典：葛飾区の現況より作成

図 4.31 公害問題苦情受付件数の推移



出典：葛飾区の現況より作成

図 4.32 公害問題の発生源別内訳（2020（令和2）年度）

▶ 公害防止対策を強化するとともに、近隣公害については近隣関係におけるお互いの配慮が大切であることを広く区民に普及啓発することが必要

施策の方向性

基本施策



関連する主な SDGs のゴール



施策の展開

基本施策 12 きれいな水と空気に囲まれた生活環境づくり



■ ■ 取組 12-① 河川、池、水路の水質向上対策の推進

河川等の定期的な水質調査や工場などに対する指導、清掃活動などを行うことで、水質の向上を図ります。

主な取組

- 区内の河川、池、水路の水質を監視するため、継続して水質調査を実施します。
- 工場や事業場に対して、水質汚濁防止法*及び環境確保条例*に基づく指導や排水の規制を行います。
- 国や都・流域自治体などと協力して河川の水質向上に向けた対策を実施します。
- 環境団体などと連携し、河川浄化意識の啓発や清掃活動を行います。

コラム



汚れた水をきれいにするために必要な水の量

私たちが生活の中で出している生活排水は、そのまま流すと川や海を汚してしまうため、下水処理場できれいにして川や海にもどしています。生活排水を魚がすめる水質にするためにはたくさんの水が必要です。

家庭からの排水を綺麗にするのに必要な水の量

汚れのもと	魚がすめる水質にするには	汚れのもと	魚がすめる水質にするには
マヨネーズ (大さじ1杯)	お風呂 (300ℓ) 13杯	天ぷら油 (20ml)	お風呂 (300ℓ) 20杯
牛乳 (コップ1杯)	お風呂 (300ℓ) 11杯	味噌汁 (お椀1杯)	お風呂 (300ℓ) 4.7杯

出典：平成 19 年度子ども環境白書（環境省）

■ ■ 取組 12-② 大気汚染などの防止の推進

区内の大気環境を常時測定し、汚染状況や経年変化を把握するとともに、必要に応じて迅速な対策を講じます。また、人体に有害な影響を及ぼすアスベスト（石綿）の飛散防止対策を講じ、健康被害を未然に防止します。

主な取組

- 区内の大気環境を常時監視し、汚染状況や経年変化を把握します。
- 大気汚染防止法及び環境確保条例に基づき届出が必要なアスベスト除去工事について、立入検査などを実施し、アスベストの飛散防止を徹底するよう指導します。
- 民間建築物に使用されている吹付け材のアスベスト調査費及び、飛散防止のための工事費の一部を助成します。
- 大気中の PM2.5 濃度が国の暫定指針値を超えると東京都が予想した場合などには、注意喚起情報を伝達します。
- 自転車や公共交通機関の利用促進や次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車等）の普及促進に取り組みます。

施策の目標

基本施策 [12]

きれいな水と空気に囲まれた生活環境づくり

指標	現状値 (年度)	目標値 (目標年度)
大気 (NO ₂ *・SPM*) の環境基準値達成状況 (測定 4 局) ※1	達成 (令和 2 年度)	維持 (令和 13 年度)
大気 (Ox) の環境基準値達成状況 (測定 1 局 : 水元) ※2	未達成 (令和 2 年度)	達成 (令和 13 年度)
河川水質 (BOD*) の環境基準達成率 (%) ※3	100% (令和 2 年度)	維持 (令和 13 年度)

※1 NO₂ (二酸化窒素)、SPM (浮遊粒子状物質)

※2 Ox (光化学オキシダント)

※3 3 河川 (江戸川・新中川・綾瀬川) の調査地点 4 か所における
環境基準値適合検体数 / 総測定検体数 (%)

基本施策 13 快適できれいなまちづくり



■ ■ 取組 13-① 騒音、振動、悪臭などの防止の推進

事業者へ規制基準の遵守を指導することで公害現象の発生を未然に防止するとともに、騒音、振動、悪臭等に対する苦情・相談に迅速に対応し、生活環境の保全に努めます。

主な取組

- ・騒音、振動、悪臭等の公害現象に関する区民からの苦情・相談に迅速に対応します。
- ・工場・指定作業場等の操業、建物の解体、アスベストの除去工事等が、区民の生活環境に悪影響を与えないように、関係法令に基づき速やかに公害現象を確認し、規制基準を守るように指導します。
- ・工場等を操業する事業者に対し、騒音対策アドバイザーを派遣します。
- ・自動車や鉄道による騒音・振動の状況を調査し、周辺地域の騒音振動防止対策のための基礎資料とします。
- ・区内工場の実態調査、公害防止啓発活動を行います。また、区民が多く集まる各種イベント等を活用し、近隣公害に関する普及啓発を行います。

コラム



典型7公害

環境基本法では公害について、事業活動その他の活動に伴って生ずる相当範囲にわたるものとして次のものを掲げています。これら7つの公害を「典型7公害」と呼んでいます。

- ① 大気汚染
- ② 水質汚濁
- ③ 土壌汚染
- ④ 騒音
- ⑤ 振動
- ⑥ 地盤沈下
- ⑦ 悪臭

おぜん
大気汚染あくしゅう
悪臭そうおん
騒音しんどう
振動すいじつおだく
水質汚濁じばんちんか
地盤沈下どじょうおぜん
土壌汚染

出典：2002年度子ども環境白書（環境省）

■ ■ 取組 13-② 喫煙ルールの徹底

区内の全ての駅周辺を喫煙禁止区域に指定し、効果的な啓発を工夫し実施することで、喫煙ルールの徹底を図ります。

主な取組

- ・「葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例」に基づき、区内の駅周辺を喫煙禁止区域に指定し、たばこの吸い殻等のポイ捨てのさらなる減少と、たばこによる危険・迷惑行為の防止を図ります。
- ・様々な機会を捉えて啓発活動を実施することで、喫煙ルールが守られる環境にします。

コラム



喫煙禁止区域の指定

区では、平成30年4月1日に「葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例」を改正し、JR新小岩駅・金町駅・亀有駅・綾瀬駅及び京成立石駅・お花茶屋駅・堀切菟蒲園駅周辺の道路や駅前広場、区が管理する公園及び児童遊園を喫煙禁止区域に指定しています。これらの区域では、指定喫煙場所を除いて喫煙することはできません。

■ ■ 取組 13-③ 地域美化活動の推進

清掃に必要な資材の配布やまちの美化意識の向上に向けた啓発などにより、「自らのまちは自らきれいに」という区民の主体的な活動を促進し、地域の美化活動を日常かつ面的に広げていきます。

主な取組

- ・「葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例」を広く周知するとともに、ポイ捨てをしない・しにくい状態をつくり、ごみのないきれいで清潔なまちにします。
- ・自治町会と協力して、区内全域で一斉美化活動を行うほか、各地区が行う環境美化活動への支援を行います。

施策の目標

基本施策 [13]

快適できれいなまちづくり

指標	現状値 (年度)	目標値 (目標年度)
生活環境に関する苦情件数(件) ※1	483件 (令和2年度)	173件 (令和13年度)
区内がごみのない、きれいで清潔なまちになっていると思う区民の割合(%) ※2	47.3% (令和2年度)	60% (令和12年度)

※1 目標値は2019(令和元)年度の苦情件数(259件)を基準として設定

※2 「葛飾区政策・施策マーケティング調査」調査報告書

基本施策 14 化学物質等の適正管理



■ ■ 取組 14-① 有害化学物質の適正管理・処理の指導

有害化学物質*を取り扱う事業者に対して、自主的な適正管理や安全性の高い代替物質への転換を促進することで、有害化学物質の排出抑制を図ります。

主な取組

- ・有害化学物質取扱事業者に対し、自主的な適正管理や安全性の高い代替物質への転換などの啓発・指導を行います。
- ・適正管理化学物質の取扱事業者に対し、環境確保条例に基づく使用量等の届出や化学物質管理方法書の提出を適正に行うよう指導します。
- ・適正管理化学物質の使用量等報告から、区における化学物質ごとの排出量を把握します。

■ ■ 取組 14-② 土壌・地下水汚染などの防止の推進

事業者に対して法や条例に基づく土壌汚染防止措置を適正に行うよう指導し、土壌汚染による人の健康被害を防止します。

主な取組

- ・有害物質取扱事業者などに対し、工場・指定作業場の廃止及び建物除却時に、土壌汚染対策法*及び環境確保条例に基づく土壌汚染調査及び土壌汚染防止措置を適正に行うよう指導します。

■ 「健康」と各取組との関係について

基本目標 5 では、「誰もが健康で快適に住み続けられるまち」を目標としており、基本施策や取組においては、主に公害対策を行い、区民の健康を守ることに記載をしています。

一方で、他の基本目標における取組の中にも、健康の促進につながるものがあります。

特に、「基本目標 4 多様な生き物との共生 背景 (3) 人と身近な自然や緑との関わり合い」においても、自然や緑との関わり合いが人に健康促進効果をもたらすことが近年の研究により明らかになってきていることについて述べておりますが、自然環境の保全や緑と花のまちづくりの取組を進めることが、区民の健康に好影響を与えるものと考えられます。

健康の促進につながる取組として主に以下のものがあります。

項目	健康への影響
住宅などの建築物のエネルギーの高効率化 (取組 4-③)	断熱性能が高い住宅によるヒートショック*の防止、高血圧症の防止等
徒歩や自転車で移動できる環境に配慮したまちづくり (取組 4-⑤)	徒歩や自転車による移動を促進することによる健康への寄与
暑さに対する適応 (取組 6-②) 健康への影響に関する取組 (取組 6-③)	適応策の強化による熱中症等の予防
基本目標 4 における取組	自然や緑と関わることによる様々な健康促進効果

「第 3 章 3.3 基本目標」に述べているように、5 つの基本目標は相互に関わり合うものとして設定しております。公害対策に加え、上記の取組を進めることにより、「誰もが健康で快適に住み続けられるまち」を目指します。